

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和2年6月2日(火) 第9205号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の変更の届出(320) (福祉監査指導課) . . . . . 2
	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出(321) (〃) . . . . . 2
	土地改良区の定款の変更の認可(3件) (322~324) (農地・水保全課) . . . . . 3
◇ 労委告示	労働委員会あっせん員候補者の氏名、履歴等(1) . . . . . 3
◇ 公 告	令和2年度前期技能検定の中止(産業人材課) . . . . . 4

# 告 示

## 鳥取県告示第320号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業所及び介護予防事業所の名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年6月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
株式会社ソルヘム	東伯郡琴浦町大字徳万70-1	グループホーム陽だまりの家なかやま	西伯郡大山町塩津763-2	認知症対応型共同生活介護	平成18年4月4日

### 2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
株式会社ソルヘム	東伯郡琴浦町大字徳万70-1	グループホーム陽だまりの家なかやま	西伯郡大山町塩津763-2	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成18年4月4日

## 鳥取県告示第321号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年6月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
山本 賀寿恵	米子市河岡582-2	薬局山本	米子市河岡582-2	居宅療養管理指導	令和2年3月1日
松本 拾	米子市河崎1740-19	松本医院	米子市河崎1740-19	〃	令和2年3月31日
医療法人倉元内科医院	境港市外江町1733-1	倉元内科医院	境港市外江町1733-1	〃	〃

### 2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
-----	------------	-------------	--------------	---------	-------

山本 賀寿恵	米子市河岡582-2	薬局山本	米子市河岡582-2	介護予防居宅療養管理指導	令和2年3月1日
松本 拾	米子市河崎1740-19	松本医院	米子市河崎1740-19	〃	令和2年3月31日
医療法人倉元内科医院	境港市外江町1733-1	倉元内科医院	境港市外江町1733-1	〃	〃

鳥取県告示第322号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、鷹狩土地改良区の定款の変更を令和2年5月21日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年6月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第323号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、佐陀川右岸土地改良区の定款の変更を令和2年5月22日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年6月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第324号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大山土地改良区の定款の変更を令和2年5月22日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年6月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 労 働 委 員 会 告 示

鳥取県労働委員会告示第1号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、鳥取県労働委員会あつせん員候補者の氏名、閥歴等を次のとおり告示する。

令和2年6月2日

鳥取県労働委員会会長 濱 田 由 紀 子

氏 名	住 所	現 職 等	委 嘱 年 月 日
石 黒 豊	境港市	元鳥取県労働委員会委員 元鳥取県議会議員	令和元年7月10日
浦 木 恵 子	鳥取市	鳥取県労働委員会委員 臨床心理士	〃
太 田 正 志	米子市	元鳥取県労働委員会委員 弁護士	〃
門 脇 裕 之	〃	鳥取県労働委員会委員 特定社会保険労務士	〃
河 本 充 弘	鳥取市	元鳥取県労働委員会委員 弁護士	〃
杉 山 尊 生	米子市	鳥取県労働委員会委員 弁護士	〃

長 井 いずみ	鳥取市	鳥取地方裁判所民事調停委員 税理士	〃
濱 田 由紀子	倉吉市	鳥取県労働委員会委員（会長） 弁護士	〃
三 谷 裕次郎	鳥取市	鳥取県労働委員会委員（会長代理） 弁護士	〃
山 本 信 善	〃	元倉吉簡易裁判所裁判官	〃
安養寺 淑 枝	〃	鳥取県労働委員会委員 元トミタ電機労働組合執行役員	〃
池 内 保 子	〃	元鳥取県労働委員会委員 元日本労働組合総連合会鳥取県連合会女性委員会 事務局長	〃
澤 田 陽 子	東伯郡	鳥取県労働委員会委員 全日本自治団体労働組合鳥取県本部特別執行委員	〃
田 中 穂	〃	鳥取県労働委員会委員 日本労働組合総連合会鳥取県連合会事務局長	〃
本 川 博 孝	倉吉市	鳥取県労働委員会委員 日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長	〃
矢 田 仁 志	〃	鳥取県労働委員会委員 私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動車支部執行委員 長	令和2年5月13日
山 崎 睦	米子市	全日本運輸産業労働組合連合会鳥取県連合会執行 委員長	令和元年7月10日
若 槻 千 鶴	〃	私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動車支部執行委員	〃
稲 井 幾 子	倉吉市	元鳥取県労働委員会委員 株式会社いなき代表取締役会長	〃
江 尻 敏 美	境港市	鳥取県労働委員会委員 共和水産株式会社顧問	〃
柴 田 耕 志	倉吉市	倉吉商工会議所事務局長	〃
竹 上 順 子	米子市	鳥取県労働委員会委員 株式会社インタープロス代表取締役	〃
名 越 あけみ	倉吉市	鳥取県労働委員会委員 株式会社ホテルセントパレス倉吉常務取締役	〃
林 浩 志	鳥取市	鳥取商工会議所事務局長	〃
宮 城 定 幸	〃	鳥取県労働委員会委員 一般社団法人鳥取県経営者協会専務理事	〃
山 根 淳 史	米子市	米子商工会議所専務理事	〃
和 田 好 生	鳥取市	鳥取県労働委員会委員 元鳥取三洋電機株式会社代表取締役社長	〃
島 田 義 徳	〃	鳥取県労働委員会事務局長	令和2年4月1日
入 江 裕 之	〃	鳥取県労働委員会事務局次長兼審査調整課長	平成30年4月1日

公 告

令和2年3月2日付鳥取県公報号外第22号で公告した令和2年度前期技能検定を中止する。

令和2年6月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 技能検定を中止する職種（作業）

令和2年3月2日付鳥取県公報号外第22号で公告した令和2年度前期実施の技能検定の職種（作業）

2 中止する理由

新型コロナウイルス感染症に関する状況を踏まえ、厚生労働省が前期技能検定の中止を決定したため。